

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）・ 第3回新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会合同会議

- 日時：令和3年4月23日（金）午後1時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、
教育委員会
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
各市町村長、県医師会長、各地区医師会長、各保健所長
（アドバイザー）鳥取大学医学部 景山教授、千酌教授
- 議題：
 - （1）緊急事態宣言等への対応について
 - （2）症例報告について
 - （3）感染拡大防止について
 - （4）ワクチン接種体制について
 - （5）その他

緊急事態宣言

「東京都」「京都府」「大阪府」「兵庫県」の 4都府県に緊急事態宣言

※緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日まで(17日間)

<昨日の総理発言>

- ・ ゴールデンウィークを中心に集中的に対策を講じて、感染拡大を何としても阻止したい、抑え込んでいきたい。

<本県に関する事項>

- ・ その他の都道府県は、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える。
- ・ 第三者認証による認証制度の普及を促し、都道府県は飲食店の見回りを進めるとともに第三者認証による認証制度へのインセンティブ措置の付与による同制度の確実な運用を図る。
- ・ (クラスター対策を強化する観点から)三密等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には幅広く検査を実施する。

まん延防止等重点措置適用の拡大

＜まん延防止等重点措置を実施すべき区域＞

新たに、愛媛県を追加

(各県知事が今後区域を指定)

※新たに追加された区域の実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日まで(17日間)

既存の区域

区域	期 間
埼玉・千葉・神奈川・愛知	令和3年4月20日から5月11日まで(22日間)
沖縄(5/11まで期間延長)	令和3年4月12日から5月11日まで(30日間)
宮城(5/11まで期間延長)	令和3年4月 5日から5月11日まで(37日間)

緊急事態宣言に伴う緊急メッセージ

全国的なまん延が本格化しており、政府は緊急事態宣言を発令しました。

みなで協力し、感染を抑え込みましょう。

- 緊急事態宣言地域への往来は原則控えてください。
- その他、感染拡大地域など県外との往来は、緊急な場合・生活上必要な場合を除き控えましょう。
- 県外の方との飲食は当面避けましょう。
- やむを得ず往来される方は、屋外も含め短時間でも会話時にはマスクを着用し、「三密」の絶対回避など、感染予防を徹底しましょう。

緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域等への往来のお願い

◆緊急事態宣言地域：東京都、京都府、大阪府、兵庫県（香美町及び新温泉町を除く）

⇒ 原則、往来は控えてください。

◆まん延防止等重点措置地域：宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県

◆感染が流行している地域（「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」）福井、滋賀、奈良、和歌山、岡山、徳島、福岡、佐賀

⇒ 日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り往来を控えてください。

◆感染が流行している地域（「感染流行警戒地域（Ⅳ）」）

⇒ 不要不急の往来については慎重にご判断ください。

・北海道、青森、福島、茨城、群馬、富山、石川、長野、岐阜、三重、山口、長崎、熊本など

➤ これらの地域に往かれた場合

○ 原則、会食は控えてください。

○ やむを得ず会食される際は、次のことに気をつけてください。

- ・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時は短時間でもマスクを着用。
- ・同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。
- ・換気が良く、座席間の距離も十分で適切なアクリル板が設置され、混雑していない安心な店を選択。

➤ これらの地域から本県に来県、帰県された場合

○ 本県内で2週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控えてください。

○ 倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】 受付時間：9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033
上記以外：[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】 [東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。

◆体調に不安があるとき ⇒ 往来を控えてください。

県民の皆様へのお願い

◆基本的な感染対策の徹底

- 「三密」の絶対回避、人と人との感染防止距離を取る、距離が取れない場合は屋外も含め短時間でも会話時にはマスクを着用、入念に都度都度手洗い、こまめな換気、家族など以外との会食を控えるなどの感染防止のレベルアップを図りましょう。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。
 - ・ 帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底
 - ・ 体調に違和感がある場合は、家族など親しい人であっても会食はさける
- 倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。
 - ・ 受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033
上記以外 [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆飲食時の注意事項

- 利用者の皆様へ。
 - ・ 飲酒は、①少人数・短時間で、②家族など普段一緒にいる人と、③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
 - ・ 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで、座の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避ける)
 - ・ 大声を出さず、会話する時は短時間でも必ずマスクを着用、認証店や協賛店などガイドラインを遵守したお店で
- 事業者の皆様へ。
 - ・ 消毒、換気、パーテーション設置など感染拡大予防対策を確実に実施してください。(特にカラオケには注意!)
 - ・ マスク着用などお客様への協力の呼びかけをお願いします。

◆家庭内での注意事項

- 必ずしていただきたいこと。
 - ・ 「親しき仲にもマスクあり!」・・・距離がとれない時は短時間の会話でもマスクを着用
 - ・ 入念に都度都度手洗い、こまめな換気、共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の消毒
 - ・ タオルや歯磨き粉などの共用を避ける、食べ物や飲み物・食器の共用は避ける
- 感染拡大地域からやむを得ず帰省されたご家族と過ごすときの感染予防。
 - ・ 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討
 - ・ やむを得ず帰省される方は、帰省される前の2週間は会食は控える
 - ・ 帰省時に家族との会食時は最大限の予防レベルを徹底
 - ・ 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は特に感染予防に留意

クラスター対策特命チームの設置

各地区で発生する複数の陽性事案に迅速に対応するとともに、保健所の負担軽減を図るため、**クラスター対策特命チーム**を新設（4/26～）

[クラスター対策特命チーム]

役割	各地区で陽性者が複数発生した場合、直ちに保健所へ駆けつけ、クラスター対策監の命を受け、クラスター対策や積極的疫学調査等のもとより、検体採取や患者搬送等の保健所業務を支援する						
体制	<p>4班体制</p> <p><担当エリア></p> <table border="1"><thead><tr><th>東部担当</th><th>中部担当</th><th>西部担当</th></tr></thead><tbody><tr><td>2班</td><td>1班</td><td>1班</td></tr></tbody></table> <p>（発生状況に応じて、全県各圏域に対応）</p> <p><班のメンバー></p> <p>4名[参事（1名）+衛生技師（2名）+事務（1名）]</p> <p>※衛生技師</p>	東部担当	中部担当	西部担当	2班	1班	1班
東部担当	中部担当	西部担当					
2班	1班	1班					



県庁業務の「新型コロナ緊急体制」へのシフト

緊急事態宣言発令に伴い、**県庁業務を「新型コロナ緊急体制」(BCP対応)**にシフトし、**新型コロナ対応や県民生活・県民経済の維持のための業務に特化**（4/26～）

■ 県庁全体の新型コロナ緊急体制へのシフト

2 交替制勤務の確立	半数の職員は在宅勤務（又は休暇の取得）を行うことを原則とし、所属内における感染リスクの低減を図るとともに、仮に所属内に陽性者が発生しても業務継続できる「 バックアップ体制 」を確保 ※業務の見直しを行い、可能な業務は先送り
非接触型勤務の徹底	県庁内においても原則として集合型の会議や打ち合わせは行わず、リモートで対応やむを得ず集合する場合は万全の感染対策をとったうえで実施

■ 新型コロナ対策本部事務局への緊急応援体制の構築

衛生技師の増員や県庁各部局からの応援体制の構築により、2 交替制勤務下でも十分な人員を確保

■ 保健所応援態勢の確保

検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢は、大型連休中も50名体制を確保

■ 庁舎内の感染対策強化

庁舎内へウイルスを持ち込まない対策の徹底	・職員の検温、健康観察員による健康チェックを徹底 ・庁舎入口での来庁者の消毒徹底をお願い
鳥取型オフィスシステム等のさらなる徹底	・鳥取型オフィスシステムについて、部局単位で改めて点検したうえで徹底 ・コピー機・電話機等の定期消毒、手指消毒、換気の頻度のレベルアップを徹底

県庁業務の「新型コロナ緊急体制」へのシフト

■ 県職員の意識改革全庁運動の再徹底

感染急拡大の状況を踏まえて、新型コロナ対策健康観察員（所属長）は、所属職員に対して、感染対策等に関する研修内容を改めて徹底

■ 職員の県外出張の取扱

「緊急事態宣言」対象地域	禁止
「まん延防止等重点措置」対象地域	制限
上記以外の「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」	必要性を十分検討し、不急の出張は控える

■ 関連する取扱

- 県外からの関係者等の招へいについても、出張の取扱いと同様に禁止等を行う
- 関係者との打合せ等については、基本的にオンライン形式で代替する
- 私的な場面においても、感染予防対策を呼びかけている県の職員の立場を自覚し、不要不急の外出や県外への往来、県外の方との飲食は控える

相談・窓口業務(新型コロナ対応)

■ 県民、企業等からの各種申請期限の延長等

県が事業主体となる各種申請等の期限が5月中旬までに到来する場合は、期限を5月末まで延長する等の臨時措置を講じる

(例) 看護職員修学資金新規貸付者募集 (4/30→5/31)

新型コロナ克服緊急応援金 (4/30→5/31)

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金・応援金 (5/14→5/31)

■ 大型連休中の特別相談体制

新型コロナ感染症に関する電話相談窓口は、大型連休中も、県庁内の体制を組み、土日を除き、開設する

【受付期間】4/26 (月) ~4/30 (金) 及び 5/3 (月) ~5/7 (金)

【受付時間】8:30~17:15 [受診相談センターは24時間対応 (土日祝日を含む)]

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

陽性確認日	事 例	管轄保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触有無
4月16日	県内331例目 (鳥取市保健所管内147例目)	鳥取市	10代	男	鳥取市		
4月16日	県内332例目 (鳥取市保健所管内148例目)	鳥取市	10代	男	鳥取市		
4月16日	県内333例目 (鳥取市保健所管内149例目)	鳥取市	10代	男	鳥取市		
4月16日	県内334例目 (鳥取市保健所管内150例目)	鳥取市	20代	男	鳥取市		
4月17日	県内335例目 (鳥取市保健所管内151例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表		
4月17日	県内336例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月17日	県内337例目 (鳥取市保健所管内152例目)	鳥取市	40代	女	鳥取市		
4月17日	県内338例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月17日	県内339例目	米子	非公表	男	西部地区		
4月17日	県内340例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月17日	県内341例目 (鳥取市保健所管内153例目)	鳥取市	20代	男	鳥取市		
4月18日	県内342例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月18日	県内343例目	米子	20代	男	米子市		
4月20日	県内344例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月20日	県内345例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月20日	県内346例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月20日	県内347例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月20日	県内348例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月20日	県内349例目	米子	30代	男	米子市		
4月20日	県内350例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月21日	県内351例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月22日	県内352例目 (鳥取市保健所管内154例目)	鳥取市	40代	男	鳥取市		11

「新型コロナウイルス感染増大警戒情報」



鳥取県 厳重警戒レベル



- 今のウイルスは、マスクを外した少しの会話だけでも感染します。屋外も含め短時間でも会話時にはマスクを着用し、感染防止のレベルを上げましょう。
- うつりやすく、仲間や家庭での感染も続出しています。家族など以外との会食を控え、「三密」は絶対に避けましょう。
- 出勤人数の縮小、交代勤務、テレワークなど、人と人との接触を減らす働き方の工夫をしましょう。

発令地域：鳥取市、倉吉市、米子市、北栄町、湯梨浜町

新型コロナ 感染増大警戒情報

感染者のウイルス量や変異株(人へのうつりやすさ)に着目して発令

➡ 新たに嚴重警戒レベルを設定し、嚴重な注意を呼びかけ

<発令レベル>

レベル	目安	対応例
警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間に特定地域、特定グループでウイルス量の多い感染者が複数認められる場合 ・従来の株よりも感染力が高い変異株が複数確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・入念に都度都度手洗い、マスク徹底、「3密」の徹底回避など、感染防止レベルアップ
新 嚴重警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス量が特に高いものが複数確認された場合(健康観察中の者は除く) ・1週間当たりの平均Ct値が、相当程度低い場合 	<p>更に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外、短時間の会話でもマスク着用 ・家族など以外との会食を控える ・出勤人数の縮小、交代勤務の推奨

➡ 感染予防レベルを上げる注意喚起(近距離でのマスクなし会話のリスクなど)

<最近の感染事例>

- ・家庭内で複数名が感染
- ・会食参加者の全員が感染
- ・運動部の活動で複数名が感染
- ・職場の研修会参加者や休憩室利用者の複数名が感染

大型連休中に向けた県民の皆様へのメッセージ

◆感染拡大地域との移動は慎重に！

- ・ ゴールデンウィーク期間中、感染拡大地域との往来は、帰省も含めて緊急な場合・生活上必要な場合を除き控えましょう。

◆最大限の予防のレベルで！

- ・ 「三密」の絶対回避をお願いします。
- ・ 県外の方との飲食は当面避けましょう。
- ・ 会食は、感染対策が講じられた「新型コロナ対策認証事業所」などを利用し、少人数・短時間・マスク飲食を徹底しましょう。

◆出勤も最小限に！

- ・ ゴールデンウィーク期間中の出勤は最小限にしましょう。
- ・ 業務をしなければならない場合も、交代勤務やテレワークなど、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らす働き方の工夫をしましょう。

『感染急拡大警戒期間』発令

R3.5.11まで

**全国で感染が急拡大しています。
ご注意ください!!**

**○ 感染力が高い変異株が広がっています。
注意レベルをあげましょう。**

- 感染が急拡大している地域との往来や、これらの地域の方との会食は控えましょう。
- マスクの着用、手洗い・換気を行い、親しい間柄であっても短時間でも話すときのマスク、マスク飲食など、感染予防を徹底しましょう。

鳥取県版新型コロナウイルス警報（4月23日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
北栄町	警報	4/15～
西部地区	注意報	3/30～
米子市	警報	4/9～

「本県でのイベント開催要件」は、全国・本県の感染状況を踏まえ、**当面5月以降も継続**する。

コロナ患者受入れ体制の強化

1. 「早期検査」「早期入院」「早期治療」の鳥取方式の徹底

- 陽性者は全員入院してメディカルチェックを実施 ⇒入院後、主治医の判断に基づき宿泊療養へ移行

2. 入院受入れ体制

- 病床ひっ迫を回避するため、**コロナ患者用の現時点確保病床を機動的に確保**

4月1日	4月9日～	4月12日～	4月19日～	4月26日～
204床	208床	228床	237床	265床

- 患者急増時を想定し、**最大確保病床のさらなる拡大について医療機関と協議**

令和2年7月	令和3年2月～	令和3年4月～
313床	317床	321床

- **軽症者の転院調整の積極的な実施**について、病院間の役割分担を検討
- 入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した患者は**宿泊療養施設へ移行**
(入院時に宿泊療養への移行について事前説明、県保健所では承諾書も受領)

新規患者の
入院調整を
円滑化

3. 宿泊療養体制

- 看護師の24時間常駐による健康サポート、医師による毎日の往診とオンライン診療を実施

地区	部屋数	入所者 (4/22現在)	備考
東部	66室	7人	4月3日から受入開始
中部	—	—	開設に向けて調整中
西部	40室	5人	4月16日から受入開始

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 4月23日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 医療のひっ迫具合	入院医療	確保病床の使用率	19.4% (62/321床)	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	83.8% (62/74人)	40%以下	25%以下
		重症者用病床	確保病床の使用率	0% (0/47床)	20%以上	50%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			13.3人 (実数74人)	20人以上	30人以上
感染状況	③ PCR陽性率(直近1週間) ※4/13~4/19発表分			0.9% (34/3,668人)	5%以上	10%以上
	④ 新規陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は4/13~4/19発表分で集計			6.1人 (実数34人)	15人以上	25人以上
	⑤ 感染経路不明割合(直近1週間)			29.4% (10/34人)	50%以上	50%以上

- 現時点ですべての指標はステージⅢの目安を下回っている。
- 今後の感染拡大の状況によってはステージⅢへの到達も考えられる。

県内のワクチン配分と市町村接種スケジュール

順次本格的な住民接種を開始

市町村	ワクチンの配分量(箱)	本格的な住民接種の開始時期	市町村	ワクチンの配分量(箱)	本格的な住民接種の開始時期
鳥取市	20	5月22日	琴浦町	5	5月17日の週
米子市	19	5月15日	北栄町	3	5月下旬
倉吉市	11	5月20日	日吉津村	2	4月22日
境港市	7	4月26日	大山町	7	5月10日
岩美町	5	4月19日	南部町	3	5月22日
若桜町	3	4月19日	伯耆町	3	4月27日
智頭町	3	4月19日	日南町	4	4月24日
八頭町	4	5月6日	日野町	3	5月8日
三朝町	3	5月17日の週	江府町	3	5月10日
湯梨浜町	5	5月8日			

※住民接種は高齢者から実施

5月10日の週及び17日の週までに県全体に113箱のワクチンが配分決定。

5月24日の週及び5月31日の週に**全国で合計16,000箱以上**を出荷予定。
その後、2週間ごとに同程度の量が出荷される見込み。

高齢者向けワクチンの供給状況

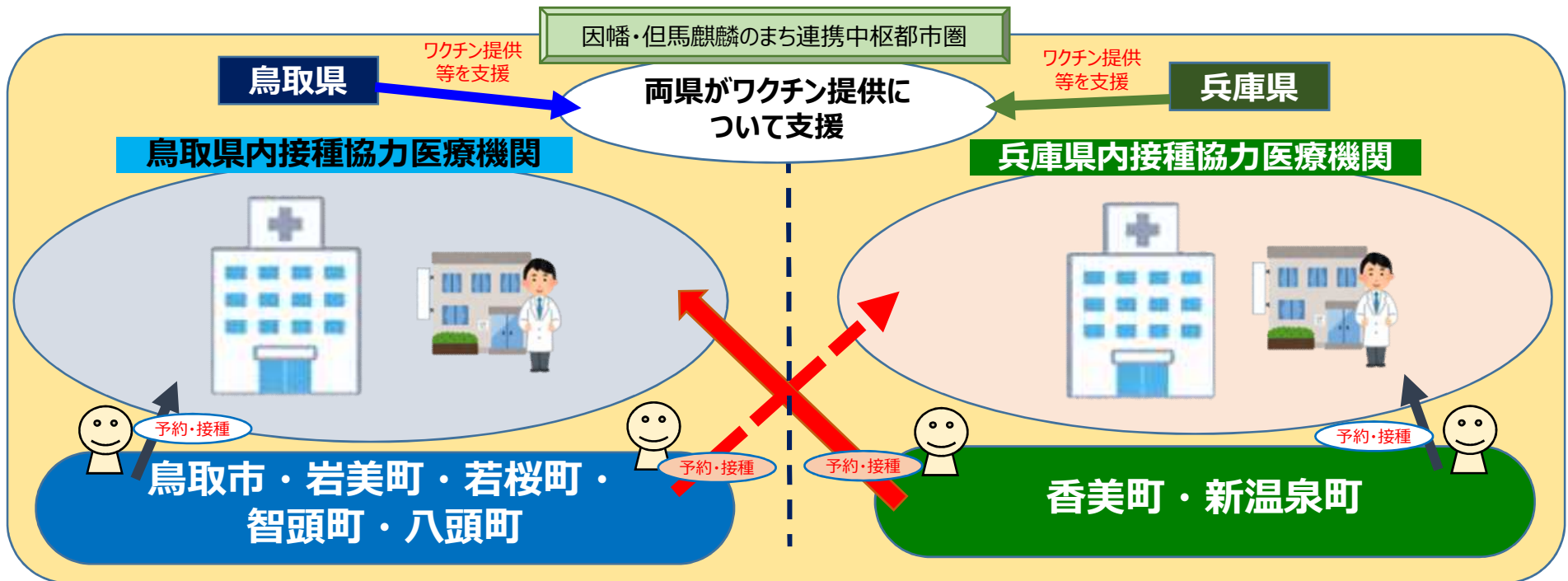
区分		4/8~4/19 の週	4/26~5/3の週	5/10~5/17 の週	合計
鳥取県割当数	箱	19箱 (全市町村1箱)	国割当分 県プール分 (要望:57箱) 38箱 + 3箱 = 41箱 (市町村1~7箱)	53箱 (要望:66箱) (配分を希望した市町村 に対し1~12箱)	113箱
	接種回数	18,525回 (1バイアル5回で計算)	39,975回 (1バイアル5回で計算)	62,010回 (1バイアル6回で計算)	120,510回 (25,389千回分)
(参考) 全国箱数		1,100箱	5,741箱	16,000箱	22,841箱

鳥取・兵庫ワクチン共同接種体制 両県知事が合意

- ワクチン供給の状況を見ながら接種開始
- 当面各県の枠の中でワクチン接種（最終的に精算を共同で国に要望）

<新型コロナワクチン共同接種体制スキーム（案）>

- 鳥取・兵庫の1市6町で共同接種体制の構築を検討中



新型コロナウイルスワクチンの医療従事者等優先接種

新型コロナウイルス患者受入病院の医療職
高齢者向け住民接種を担当する接種医師等



1回目接種が完了
2回目接種も、4月中に完了予定

(参考)接種予定人数に対する接種割合

	(1回目)	(2回目)
鳥取県	34.5%	25.3%
全国(4/16時点)	24.9%	15.0%

コロナ患者の受入、住民接種に対応

本県に対する医療従事者向けワクチンの供給総数 ⇒ **25,935人分** > 接種予定人数 **24,976人**
(~5/10の週までに確保済)

【医療従事者等の優先接種に係る接種計画】

対象となる医療従事者等	2月		3月		4月			5月			6月		
	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
先行接種医療機関(3病院) (山陰労災、鳥取医療センター、米子医療センター)	← 1回目 → 4/9				← 2回目 → 4/29								
感染症指定医療機関・入院協力医療機関の16病院(医療職)	← 1回目 → 4/2				← 2回目 → 4/23								
高齢者向け優先接種の接種医師・看護師等	← 1回目 → 4/4				← 2回目 → 4/25								
上記16病院の事務職 その他の病院					← 1回目 → 5/14			← 2回目 → 6/4					
診療所、歯科診療所、薬局、自治体職員等					← 1回目 → 5/23			← 2回目 → 6/13					

7,709人

接種実績(4/18時点)
1回目:7,709人
2回目:6,325人

17,267人

接種実績(4/18時点)
1回目:912人
2回目:一人

※年度中途の採用・異動や当日の体調不良等の要因により、一部、上記期間外で接種を行う場合もあり。

ゴールデンウィーク中における医療体制

- ゴールデンウィーク中は、圏域ごとの急患診療所を中心に外来診療体制を確保します。
 ※ 医療機関を受診される際は、必ず事前に連絡し、受診方法等を確認しましょう。

区分		4/29 (木)	4/30 (金)	5/1 (土)	5/2 (日)	5/3 (月)	5/4 (火)	5/5 (水)	備考
東部	東部医師会急患診療所 (☎0857-22-2782)	9:00~17:00、 19:00~21:00	19:00~22:00	19:00~22:00	9:00~17:00、19:00~21:00				内科・小児科
	病院 (休日輪番)	県立中央病院	-	-	鳥取市立病院	鳥取生協病院	鳥取赤十字病院	県立中央病院	
中部	中部医師会急患診療所 (☎0858-22-5780)	9:00~21:00	-	-	9:00~21:00				内科・小児科 (休憩) 12:30-13:30 17:00-18:00
	県立厚生病院 (0858-22-8181)	10:00~22:00	17:00~22:00	13:15~22:00	10:00~22:00				小児科
	病院 (休日輪番)	内科：野島病院 外科：清水病院	-	-	内科：信生病院 外科：県立厚生病院	内科：藤井病院 外科：北岡病院	内科：垣田病院 外科：清水病院	内科：野島病院 外科：三朝温泉病院	
西部	西部医師会急患診療所 (☎0859-34-6253)	9:00~22:00	19:00~22:00		9:00~22:00				内科・小児科
	境港日曜休日応急診療所 (☎0859-44-4173)	10:00~17:00	-	-	10:00~17:00				内科・小児科 (休憩) 12:30-13:30
	病院 (休日輪番)	山陰労災病院 日南病院	山陰労災病院 日南病院	米子医療センター 西伯病院	山陰労災病院 日南病院	日野病院 米子医療センター	高島病院 済生会境港病院	博愛病院 西伯病院	
		8:00~翌8:00	18:00~翌8:00		8:00~翌8:00				
小児救急 (小児輪番)	山陰労災病院	米子医療センター	山陰労災病院	米子医療センター	山陰労災病院	米子医療センター	山陰労災病院	小児科	
	9:00~17:00	17:30~20:00	17:00~22:00	8:30~17:00	9:00~17:00	8:30~17:00	9:00~17:00		

※ 上記のほか、無料で相談できる「とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）」や「とっとりおとな救急ダイヤル（#7119）」もご活用ください。

ゴールデンウィークに備えた飲食店の感染防止対策の強化

繁華街を中心に飲食店への巡回指導を徹底(4月末まで重点強化期間)

◇GWに備え、巡回指導を集中的に実施し、認証店取得を働きかけ

○4/1～4/21 繁華街の飲食店を中心に、約1,700店舗を巡回し、約500店舗を点検、指導

○4月末までに2～3回の巡回指導を行い、1,450店舗の点検、指導を実施予定

＜巡回指導の内容＞

- ①対策状況の点検、②具体的な対策の助言、③認証取得及び応援金等の活用の提案
- ④従業員の無料PCR検査の案内

○客席テーブルに置くマスク会食など感染防止の注意事項を記載した山型を配布

＜巡回指導の状況＞

- ・会話中のマスク未着用、パーテーションの未設置など対応が十分でないケースがある
- ・認証取得、応援金等を案内し、多くの店舗で検討すると回答された

(飲食店の巡回指導実施状況)

(単位：店舗数)

区分	4/1～4/5		4/9～21		合計		4/22-30 巡回(予定)
	巡回	指導	巡回	指導	巡回	指導	
東部	330	95	200	88	530	183	600
中部	120	20	68	28	188	48	150
西部	300	82	650	193	950	275	700
計	750	197	918	309	1,668	506	1,450

ゴールデンウィークに備えた飲食店の感染防止対策の強化

新たな支援により認証取得に向けた感染防止対策を加速

◇新たな支援制度の周知、相談及び申請状況

【新規】第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業（申請期限5/31まで）

- ◆ 新型コロナ対策認証取得に取り組む事業者に応援金 20万円
- ◆ 認証取得に向けた感染防止対策設備の導入補助金 補助率 9/10(上限20万円)
- ・ 4/14～ 応援金等の申請受付を開始、相談件数は1日約80件(延べ350件)
※応援金の申請は30件 (4/21時点)
- ・ 4/20～22 DMにより県内の飲食店約4,500店舗に応援金等の活用を周知
- ・ 4/20 商工労働部と連携してWeb説明会を開催し、応援金等を周知

◇認証店の審査体制を強化

- ・ 認証・補助金審査事務を外部委託し、4/19から業務開始
(事務職員12名を「くらしの安心推進課内」に配置)
- ・ 現地で感染防止対策の確認を行う現地確認員15名を別に配置
⇒認証審査の迅速化



県内大学等の新型コロナ感染拡大防止対策

《大学等の新型コロナ対策》

- **学生一人一人へ届く感染防止対策の徹底、LINEの活用**
 - GWを控え、知事から学生への緊急メッセージを発信
※ 学内の連絡用アプリ等（鳥大「manaba」、環境大「がぶり」等）や鳥取県－新型コロナ対策パーソナルサポートで確実に学生に届ける
- **学内におけるPCR検査実施の体制及び相談体制の構築**
 - 検査キットを配置し、不安な学生の検査を学内で実施
※ 各大学等、各保健所及び県で実施に向けて調整予定
 - 相談窓口の設置と積極的な利用の呼びかけ

《クラスター対策》

- **部室等使用に係る対策マニュアルの作成**
 - 部室の使用実態を点検し、公立鳥取環境大学の感染防止対策マニュアルを作成
今般、見直した県立学校の「運動部活動におけるガイドライン」とあわせて周知、横展開
- **感染状況に応じた県から大学等への要請**
 - 陽性者が出た場合の幅広いPCR検査の実施、施設利用の制限、学生活動等制限、オンライン授業への切替等を要請

◎ 「新型コロナウイルス感染症対策に係る県内大学等とのオンライン会議」（4/23）

運動部活動におけるガイドラインの改正

鳥取環境大学のクラスター発生を受け、県立学校における運動部活動での「更衣室及び部室」の感染防止対策を徹底するため、ガイドラインを改正した。
(令和3年4月20日改正)

《主な改正内容》

➤ 部室内での感染防止対策

- 定期的に扉や窓を2方向開けるなど**換気を良く**する
- **フィジカルディスタンス**を確保する
- 3密を回避するため**利用人数の制限**をする
- 部室等の利用開始時・終了後及び**定期的に消毒**を行う

➤ 部室内での飲食に関する制限

- **飲食は原則しない**

《関係団体への周知》

- 各県立学校その他、高体連・高野連などの関係団体に通知済
- 中学校を所管する市町村教育委員会に情報提供済
※文化部活動についても、同様の改正を通知済
- 各私立学校にも周知済

保育施設等の新型コロナウイルス感染症対策に係る現地指導

感染予防対策の充実を図ることを目的に**保育施設（保育所、認定こども園、届出保育施設、幼稚園）**への現地指導を開始

- ・ 鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームの専門家（鳥取看護大学荒川教授）等が保育施設等を訪問して、現場の状況を確認した上で個別に助言。
- ・ 保育施設等における気づきを促し、今後の感染予防対策等の充実を図る。

《開始日》 4月23日（金）～ 鳥取市立保育所を皮切りに実施

《実施方法》

希望した園での「**実地指導**」のほか、**感染状況や希望した園数を勘案し複数園を対象とした「公開指導」**を実施

《実施施設》 **保育所13園、認定こども園5園、届出保育施設2園、幼稚園2園 計22施設**

(対象施設) 保育施設 281施設 (保育所、認定こども園、届出保育施設等)
幼稚園 16施設

(参考) 令和2年度の感染対策実施状況

- 鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの策定 (R2.8、R3.1改訂)
- 保育施設等に対する新型コロナウイルス感染予防対策講習会の実施 (R3.1 参加園数224園)